

軽自動車税減免の申請方法が変わりました！！

前年に軽自動車税の減免を受けられた方で申請内容に変更がない場合は、減免申請書の提出は不要で、減免が継続されます。申請内容に変更がある場合のみ、減免申請書を提出していました。

軽自動車税 継続減免に関する質問と解説(Q & A)

Q1

毎年、軽自動車税の減免申請をしていましたが、今年は減免申請書が届きません。
どうすればいいですか？

A1

令和8年度から、前年と申請内容が変わらない場合は、減免申請書の提出を省略できるようになりました。前年の申請内容から減免申請車両・障がい者手帳・運転者などに変更がない場合は、申請が不要です。

Q2

前年の申請内容から「変更がない」とは、どのような場合ですか？

A2

- ① 減免対象内の障がい者手帳の等級変更 ※
- ② 障がい者手帳、車検証または運転免許証の更新に伴う有効期限の変更
上記2パターンです。

その他、減免申請車両・障がい者手帳・運転者などが変更した場合は、申請が必要です。

※ 障がい者手帳の減免適用等級は下記のとおりです。

身体：すべての等級

精神：1級および2級

療育：すべての等級

下記のような場合は「変更あり」となり、減免申請書の提出が必要です。

- ・ 車をR8.4.1までに買い替えた
- ・ 車の所有者が変わった
- ・ 運転者が変わった
- ・ 運転免許証の更新手続きをせず有効期限が切れている、または返納した
- ・ 障がい者手帳が精神障がい3級になった
(精神障がい1級から2級への変更は、①に該当し申請不要で減免適用となります)

Q3

申請内容に変更がなければ、今年も自動的に減免されるのですか？

A3

前年と申請内容に変更がないことが確認できれば、減免申請書の提出は不要で、減免が継続されます。

ただし、前年と申請内容に変更があったのに申告がない場合は、後日減免が取り消されることがありますのでご注意ください。

Q4

もし減免要件を満たしていないのに減免されていた場合はどうなりますか？

A4

減免の要件を満たしていなかったことが判明した場合は、減免を取り消し、税額を追徴させていただく場合があります。

誤りを防ぐためにも、前年と申請内容に変更がある場合は減免申請書を提出してください。

○変更があった場合の手続き

Q5

変更があった場合、どのような書類が必要ですか？

A5

- 新しいお車の車検証(コピーでも可)
- 運転される方の運転免許証(コピーでも可) またはマイナ免許証
- 障がい者手帳(原本)

以上をお持ちのうえ、納期限までに税務課窓口までご来庁ください。

申請書は税務課窓口でお渡しします。

Q6

障がい者手帳の等級が変わりました。継続減免に影響はありますか？

A6

減免対象内の障がい者手帳の等級変更は、申請不要で減免適用となります。
表面 Q2 をご参照ください。

Q7

障がい者手帳を持っている人が亡くなった場合はどうなりますか？

A7

障がい者手帳をお持ちの方が3月31日までに亡くなられた場合は、減免の対象外となります。お手数ですが、税務課窓口まで減免取り下げ申請書をご提出ください。

※ 軽自動車に係る基準日は4月1日であり、その時点で存命であれば、減免適用となります。

Q8

継続減免を取り下げたい(減免を辞めたい)場合はどうすればいいですか？

A8

継続減免を取り下げたい(減免を辞めたい)という場合は、お手数ですが、税務課窓口まで減免取り下げ申請書をご提出ください。

〈お問い合わせ〉 泉大津市 総務部 税務課 市民税係 (代表)0725-33-1131

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。